

議案第 22 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長が特に必要があると認めたときは」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い」に改め、同条を第17条とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を」に改め、同条を第16条とする。

第11条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「者は」の次に「、指定管理者に対し」を加え、「使用料を納めなければ」を「範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定める料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第1号中「第8条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第14条とする。

第9条第1項中「業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」という。）」を「撮影」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「業としての写

真、映画等の撮影（以下「撮影」という。）を「撮影」に改め、同条を第13条とする。

第8条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長は、第6条第1号」を「指定管理者は、第10条第1号」に、「市長が」を「指定管理者が」に改め、同条を第12条とする。

第7条に次の2項を加える。

4 第1項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。

5 前項の規定により指定管理者が第1項の許可をする場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第7条を第11条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第6条 市長は、草ぶえの丘の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に草ぶえの丘の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）草ぶえの丘の施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2）次に掲げる許可に関すること。

ア 草ぶえの丘の施設の使用の許可

イ 草ぶえの丘における業としての写真、映画等の撮影（以下「撮影」という。）の許可

(3) 第5条第1号から第5号までに掲げる事業の実施に関すること。

(4) その他市長が必要と認める業務

(開園時間)

第8条 草ぶえの丘の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

(休園日)

第9条 草ぶえの丘の休園日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで  
別表第1中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改める。

別表第2中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

別表第3中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同表備考1中「市内」を「使用者の過半数が市内」に改め、「の者」の次に「である団体」を加え、「使用料の3割の額を割増使用料」を「利用料金の3割の額を上限とする割増利用料金」に改め、同表備考2中「使用料の10割の額を割増使用料」を「利用料金の10割の額を上限とする割増利用料金」に改め、同表備考4中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第4及び別表第5中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3備考1の改正規定（「市内」を「使用者の過半数が市内」に改め、「の者」の次に「である団体」を加える部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 令和3年4月1日前に改正前の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の規定により市長がした許可その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。